

○金融庁告示第 号

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和三年内閣府令第 号）の施行に伴い、銀行法施行規則第十九条の二第二項第六号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であつて、銀行等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件（平成二十四年金融庁告示第二十一号）の一部を次のように改正し、令和三年十一月二十二日から適用する。

令和三年十一月 日

金融庁長官 中島 淳一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(子会社等を有する場合における銀行等の報酬等に関する開示事項)</p> <p>第三条 「略」</p> <p>2 前項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 対象役員及び対象従業員等（銀行の対象役員以外の役員及び従業員並びにその主要な連結子法人等（規則第三十五条第一項第三十号に規定する連結子法人等をいう。以下この号において同じ。）の役員及び従業員（直近の事業年度中に退任又は退職した役員及び従業員を含む。）であつて、銀行又はその主要な連結子法人等から高額の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として銀行若しくはその主要な連結子法人等から受ける財産上の利益又は労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。以下この条及び第六条において同じ。）を受ける者のうち、銀行及びその主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものをいう。以下この条及び第六条において同じ。）の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う委員会その他の主要な機関等の名称、構成及び職務に関する事項</p> <p>〔二〇五 略〕</p> <p>〔三・四 略〕</p>	<p>(子会社等を有する場合における銀行等の報酬等に関する開示事項)</p> <p>第三条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>一 対象役員及び対象従業員等（銀行の対象役員以外の役員及び従業員並びにその主要な連結子法人等（規則第三十五条第一項第二十号に規定する連結子法人等をいう。以下この号において同じ。）の役員及び従業員（直近の事業年度中に退任又は退職した役員及び従業員を含む。）であつて、銀行又はその主要な連結子法人等から高額の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として銀行若しくはその主要な連結子法人等から受ける財産上の利益又は労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。以下この条及び第六条において同じ。）を受ける者のうち、銀行及びその主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものをいう。以下この条及び第六条において同じ。）の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う委員会その他の主要な機関等の名称、構成及び職務に関する事項</p> <p>〔二〇五 同上〕</p> <p>〔三・四 同上〕</p>

(銀行持株会社等の報酬等に関する開示事項)

第四条 「略」

2 前項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 対象役員（銀行持株会社（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。以下この号において同じ。）の取締役（社外取締役を除くことができる。）、執行役、会計参与及び監査役（社外監査役を除くことができる。）をいい、直近の事業年度中に退任した者を含む。以下この条及び第七条において同じ。）及び対象従業員等（銀行持株会社の対象役員以外の役員及び従業員（直近の事業年度中に退任又は退職した役員及び従業員を含む。以下この号において同じ。）並びにその主要な連結子法人等（規則第三十五条第三項第十九号に規定する連結子法人等をいう。以下この号において同じ。）の役員及び従業員であつて、銀行持株会社又はその主要な連結子法人等から高額の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として銀行持株会社若しくはその主要な連結子法人等から受ける財産上の利益又は労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。以下この条及び第七条において同じ。）を受ける者のうち、銀行持株会社及びその主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものをいう。以下この条及び第七条において同じ。）の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う委員会その他の主要な機関等の名称、構成及び職務に関する事項

(銀行持株会社等の報酬等に関する開示事項)

第四条 「同上」

2 「同上」

一 対象役員（銀行持株会社（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。以下この号において同じ。）の取締役（社外取締役を除くことができる。）、執行役、会計参与及び監査役（社外監査役を除くことができる。）をいい、直近の事業年度中に退任した者を含む。以下この条及び第七条において同じ。）及び対象従業員等（銀行持株会社の対象役員以外の役員及び従業員（直近の事業年度中に退任又は退職した役員及び従業員を含む。以下この号において同じ。）並びにその主要な連結子法人等（規則第三十五条第三項第十五号に規定する連結子法人等をいう。以下この号において同じ。）の役員及び従業員であつて、銀行持株会社又はその主要な連結子法人等から高額の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として銀行持株会社若しくはその主要な連結子法人等から受ける財産上の利益又は労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。以下この条及び第七条において同じ。）を受ける者のうち、銀行持株会社及びその主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものをいう。以下この条及び第七条において同じ。）の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う委員会その他の主要な機関等の名称、構成及び職務に関する事項

備考 表中の「」の記載は注記である。	「3・4 略」	「3・4 同上」
	「二〇五 略」	「二〇五 同上」